

## 「あいちトリエンナーレ 2019」公式カタログ作成業務受託者募集要領

### 1 趣旨

令和元年8月1日から10月14日まで愛知芸術文化センター等において開催する「あいちトリエンナーレ 2019」公式カタログの作成を委託する事業者を募集する。

### 2 業務内容

カタログ編集・DTP デザイン、印刷、翻訳、流通  
(別紙仕様書のとおり)

### 3 委託期間

契約締結日から令和元年 月 日 ( ) まで (契約時に相談の上決定する)  
※納期は9月30日までとする

### 4 委託金額

概算業務価格は金10,000,000円 (消費税及び地方消費税を含む) 以下とする。

### 5 選定方法

本募集は、応募者の考え方や具体的な業務遂行に関する実力等を「提案」を通して評価し、受託者を選定するものである。したがって、実際の業務実施にあたっては、必ずしも当該受託者の提案どおりに実施するものではない。

選考については、期限までに提出された提案書について書面審査を行うものとする。提出された見積書を考慮し、国際的な美術展や現代美術展等の美術作品カタログ作成の実績及び事業の遂行能力を勘案のうえ、総合的に判断し選定する。

### 6 応募資格

応募者は、次の(1)から(5)までのすべての要件を満たしている法人等であること。(個人での応募はできない。)

- (1) 国際的な美術展や現代美術展等のバイリンガルの美術作品カタログの作成実績とノウハウを有するとともに、「あいちトリエンナーレ 2019」の開催趣旨を理解し、効果的で効率的な業務が実施できる者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項 (同令第167条の11第1項の規定により準用する場合を含む。) に該当しない者であること。
- (3) 国税のうち、所得税、法人税、消費税及び地方消費税に未納がないこと。
- (4) 本募集要領公表日から受託候補者選定日までの期間において、愛知県が発注する物品の製造・販売、物品の買受け、役務の提供等に係る指名停止の措置を受けていない者であること。
- (5) この募集要項公表日から受託候補者選定日までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結) に基づく排除措置を受けていないこと。

### 7 応募に関する質問

#### (1) 質問受付方法

令和元年6月11日(火)までに、「14 問い合わせ先」に記載のE-mailにて質問すること。

タイトルは「あいちトリエンナーレ 2019 公式カタログ作成及び流通業務に係る質問」とすること。

(2) 回答確認

質問に対する回答については、令和元年 6 月 13 日（木）14:00 までにあいちトリエンナーレ実行委員会ウェブサイトに掲載する。

<http://aichitriennale.jp/news/index.html>

9 応募手続き

応募者は、以下により提案書を作成し、持参又は郵送により提出すること。

(1) 記載内容

別紙「提案書作成要領」に基づき、作成すること。

(2) 提出期限

令和元年 6 月 18 日（火）正午まで（郵送の場合は必着のこと）

(3) 提出方法

持参もしくは、郵送で提出すること。（持参の場合は、事前にその旨を電話で連絡のこと）

(4) 提出先

〒461-8525 名古屋市東区東桜 1-13-2 愛知芸術文化センター6階

あいちトリエンナーレ実行委員会事務局

（愛知県民文化局文化部文化芸術課トリエンナーレ推進室内）

10 審査及び委託先の決定

(1) 審査会で受託候補者を 1 者選定し、その者と協議の上、委託契約を締結する。

なお、受託候補者との契約等に係る協議が不調に終わった場合には、次順位の応募者と協議し契約を締結することとし、更に不調の場合は、次々順位の応募者と協議するなど、以降同様の取扱いとする。

(2) 選定は、次の審査基準を基に、総合的に評価し、受託候補者を選定する。

①業務実施体制（編集体制、翻訳者）

②類似業務の実績

③予算・流通計画の具体性、妥当性

④カタログ作成スケジュール

⑤アピールポイント

11 審査結果の通知

審査結果については、審査終了後に書面で通知する。なお、審査経過・結果に関する問い合わせには一切返答しないものとする。

12 スケジュール

提案書提出期限 令和元年 6 月 18 日（火）

事業者選定、審査結果通知 令和元年 6 月下旬

契約締結・業務開始 令和元年 6 月下旬頃

13 その他

(1) 応募に要する経費については、各応募者の負担とする。

(2) 提出のあった書類については、返却しない。

- (3) 提出された書類について情報公開請求があった場合、その取扱いについては応募者の意見を踏まえて、県あるいは実行委員会事務局が判断する。
- (4) 委託契約締結の際の契約保証金については、愛知県財務規則 129 条の 2 により、契約金額の 100 分の 10 以上の額とする。(あるいは、愛知県財務規則第 129 条の 3 の各号のいずれかに該当するときは契約保証金の全部又は一部を免除する。)

14 問い合わせ先

あいちトリエンナーレ実行委員会事務局 担当：塩津

住所 〒461-8525 名古屋市東区東桜 1-13-2 愛知芸術文化センター6階  
(愛知県県民文化局文化部文化芸術課トリエンナーレ推進室内)

電話 052-971-6127 FAX : 052-971-6115

Email triennale@pref.aichi.lg.jp